

令和4年度認可保育所の設置・運営法人募集に係る質問事項に対する回答

※順不同

質問1 【募集要項4（6）アについて】

乳児の受け入れについて、例えば90日以上等に変更することは可能か。

今回の募集では、募集要項4-(6)-アに記載のとおり受入対象年齢を生後満56日以降とすることを基本とします。

なお、事情があり、異なる受入対象年齢を設定する場合は、その旨と、想定する受入対象年齢、その具体的理由を別途任意様式に記載し、事前協議書とともに提出してください。

質問2 【募集要項4（8）について①】

一時預かり事業及び休日保育を実施しない場合、審査に影響するか。

事前協議書ならびに応募時に提出いただいた書類の内容については、すべて審査対象といたします。

なお、審査基準の概要については、後日市ホームページにてお示しする予定としております。

質問3 【募集要項4（8）について②】

一時預かり事業をする場合の定員数は。

今回の募集に当たり、定員数については特に設定しておりません。

なお、本事業については、平成27年7月17日付27文科初第238号・雇児発0717第11号「一時預かり事業の実施について」に基づいて実施することとなりますので、ご注意ください。

質問4 【募集要項8について①】

事業スケジュール（案）では実施設計が令和5年4月～となっているが、補助対象経費には該当しないのか。

実施設計については、国の交付金内示以降の着手であれば補助対象となります。

（着手とは契約の仮契約・契約も含まれますが、入札のような契約の事前準備は可能です。）

質問5 【募集要項8について②】

事業スケジュール（案）では令和5年6月に設計審査が実施されるが、その時点で確認済証は必要か。

設計審査時点において確認済証は必須ではありませんが、必要な手続きについては適宜進めていただきますよう、お願いいたします。

質問6 【様式1について】

施設の概要について、クラス数を記載する箇所があるが、事業者の提案人数を何クラスに分けて保育をするのか確認するためか。

お見込みのとおりです。

質問7 【整備対象地域について】

吉井田・信夫地区にした理由は。

区域ごとの人口動態や保育申込数等を総合的に勘案し決定しております。

質問8 【対象園児数について】

吉井田・信夫地区周辺の対象園児の人数を知りたい。

対象園児は上記地区在住者に限らないため「対象園児数」をお答えするのは困難です。

なお、参考として各地区の令和4年3月現在の5歳児までの人数（住民基本台帳人口）は下表のとおりです。

(単位：人)

地区名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
吉井田	方木田	35	36	34	32	38	38
	吉倉	18	8	12	12	20	21
	八木田	26	26	35	22	34	36
	仁井田	14	12	21	17	18	20
	小計	93	82	102	83	110	115
信夫	永井川	32	25	33	27	50	30
	大森	83	63	84	92	87	98
	成川	11	11	13	17	13	16
	下鳥渡	5	9	6	12	11	8
	上鳥渡	17	20	17	41	39	45
	山田	3	1	3	1	5	4
	小田	0	5	3	5	7	2
	平石	1	2	2	7	1	5
	小計	152	136	161	202	213	208
総計	245	218	263	285	323	323	1,657

質問9【募集要項5について】

事業者として選定されてから整備予定地を探しても良いのか。

募集要項にも記載がございますが、応募時点において整備予定地を確保（購入、売買契約の締結等）している必要はございません。

しかしながら、今回の募集では開園を「令和6年4月1日」としているほか、募集要項の「8事業スケジュール（予定）」に記載のとおり、令和4年7月に設置・運営法人の決定、同年9～11月頃には基本設計を実施する等のスケジュールを想定しております。この想定スケジュール内での事業実施や、実現性のある施設整備計画及び収支予算書等作成のためには、整備予定地の設定が自ずと必要となるものと考えております。

なお、整備予定地の所在・地番について、提出書類「施設整備計画の概要」（様式2）中（1）敷地面積の「㎡」の右側、ならびに配置図に記載いただきますようお願いいたします。

※整備予定地の所在・地番の表示については、募集要項等に記載しておらず大変恐縮に存じますが、本回答の公表に合わせ、市ホームページ内に追加で掲載いたしました。

質問10【提出書類について（資産等に関する書類）】

事業予定地については応募時点で確保している必要は無いとのことであるが、土地が決まっていない場合、施設整備の収支予算書等について見積もりが取れず内装や設備等の積算が出せない。平面図の作成も難しいが、どうしたら良いか。

回答につきましては、質問9に対する回答のとおりです。

整備予定地を設定の上、各種書類を適切に作成いただきご応募ください。

質問11【提出書類について（園長就任予定者履歴書）】

園長就任予定者の履歴書を提出することになるが、事業者として選定された後に変更することも可能か。

応募時に園長就任予定者の履歴書を提出書類としていること、ならびに事前協議書【様式1】12-(2)に園長就任予定者について記載いただくこととしている趣旨を十分に踏まえ、園長就任予定者の選任及び書類の作成・提出を行っていただくようお願いいたします。

なお、質問3に対する回答に記載のとおり、事前協議書ならびに応募時に提出いただいた書類の内容については、すべて審査対象といたします。